

イスラーム家族法とフェミニズム

— チュニジアの相続規定をめぐる多様な立場

小野 仁 美

私のほうからは、イスラームという宗教と女性の権利に関わる問題について、家族法を取り上げて論じてみたいと思います。具体的には、北アフリカのチュニジアという国の遺産相続に関する法の改正をめぐるさまざまな立場を考察します。パワーポイントの画面に沿ってお話を進めていきたいと思えます。

さて、「イスラーム」と「フェミニズム」という二つの言葉を並べてみたときに、どのようなイメージが描かれるでしょうか。「イスラームの規範に基づくことで侵害されている女性の権利」vs「これを獲得するためのフェミニ

ズム運動」という構図はよくあるものです。実際に、女性の権利向上を目指す立場からの異議申し立てというのは、二〇世紀以降、イスラーム圏のさまざまな国や地域で行われています。

この写真は、二〇一八年三月一〇日にチュニジアの首都チュニスで行われた相続法改正を求めるデモ行進の様子です。現在の相続法は、男女間で不平等になっていっているのですけれども、チュニジアに限らずムスリム諸国の相続法というのは、イスラームの聖典コーランに明確に由来しています。チュニジアは、ムスリム諸国の中では女性の権利拡大が進んでいるというふうに言われていますが、こうした不

平等というのはまだありませんし、それが、イスラームというアイデンティティーの根幹に関わっているという状況もあります。

今日のこのシンポジウムの大きなテーマとして、人権問題についての非西洋的なアプローチということが想定されていると思いますが、確かにムスリム社会には、西洋的な価値観、あるいは国際的な規範としての人権規範とは異なる価値観に基づく法や制度というのがあります。しかしそれが、イスラームという宗教と関連するとき、地域によって、あるいは時期によってもさまざまな問題となつて現れてきます。そうした具体例のひとつを、これから考察していくことにしましょう。

現代ムスリム諸国の家族法には、イスラーム法の規範が大きな影響を与えていますので、その改正をめぐっては、イスラーム法の順守か逸脱かという観点からの議論が必ず出てきます。チュニジアの場合は、一夫多妻を禁じるなどイスラーム法を改革するような立法というのを既に行つてきていますので、今度は相続法の改正にも着手して、女性の権利のより一層の向上を目指すことになったことになりました。それは、「イスラーム」に対して「西洋的な人権規範」をより重視しようとする動きであるようにも見えます。しかし、今日は、そうした対立そのものに疑問符を付けて、

それがいかに政治利用されてきたものだったのか、そして、二〇一一年の政変のあと、それぞれがいかに多様な展開を見せているのかという観点からみていきたいと思ひます。

本報告は三つの部分で構成されています。最初に、イスラーム法というのがどんなものなのかを概観するために、古典的なイスラーム法の相続規定についてお話をします。イスラーム法というのは、西暦七世紀ぐらいからずっと継承されてきた規範ですが、現代の法律にも部分的に影響を与えています。ここをきちんと押さえておくことが現代のムスリム社会の理解にも重要だと思ひます。次に、現代のチュニジアの家族法にこの相続規定がどのようにイスラーム法を組み込んでいるのかというのをお話しします。この部分の主眼は、チュニジアの家族法がどのような意図を持って、どんなかたちでイスラーム法を取り入れたのかを探ることにもなります。そして最後に、二〇一一年の革命「アラブの春」の先駆けとなった政変によって、独立以来の独裁体制、権威主義体制が崩壊したあと、言論や思想の自由が解放されたチュニジアにおいて、人々がさまざまな立場を表明するようになっていゝ中で、フェミニズムであれ、イスラーム主義的な立場であれ、それぞれが多様であるということを具体的な例とともにご紹介したいと思います。

1 古典イスラーム法の相続規定

まず、古典イスラーム法の相続規定について簡単に説明いたします。イスラーム法というのは、前近代の時代に書かれた法学書に示された法規定という意味でここでは使っています。「イスラーム法」と日本語で言ったときに、これを「神の命令」であるというふうにつまえる場合もありますけれども、一方で、「神の命令を人間が理解したもの」と捉える場合もあります。私はここでは、人間によって解釈されたイスラーム法というふうにつまえています。具体的には、聖典コーラン、これは、神の言葉を集めた書物ですけれども、それに加えて預言者ムハンマドの伝承を典拠として、人間である法学者が人間の行為規範を探求していったもの、これがイスラーム法ということになります。

イスラーム法には、礼拝とか巡礼とか、そういった儀礼行為から始まって、結婚や離婚などの家族法、あるいは売買契約などの財産法や刑法、訴訟法など、さまざまな内容が含まれています。イスラーム法の全ての規定が直接コーランに依拠しているというわけではありません。コーランに指示のないものは預言者ムハンマドの伝承を参照し、それもない場合にはイスラーム法学者たちが然るべき方法によって導き出した学説がイスラーム法を構成しています。

ただし、今日のテーマである遺産相続については、神が直接、かなり細かい数字を示して、相続権のある人とその配分について指示したものがコーランに示されています。ここに引用しましたように、コーランの四章七節には、「男は両親および近親の遺産の一部を得、女もまた両親および近親の遺産の一部を得る」とあります。イスラーム以前、つまりムハンマドに神の啓示が下る以前には、女性には遺産相続の権利がなかったのですが、コーランでは、女性にも相続の権利があるということが示されています。ただし、その配分は男女間で平等ではありません。コーランは続けて、それぞれの相続の配分が誰にどのくらいあるのかを細かく指示していて、それらにもとづいて、イスラーム法では、さらに複雑な相続規定が確定していくのですが、少し煩雑になりますけれども、その内容をお話ししたいと思います。

ある人が死亡したときに、その財産からまず葬儀費用が出されて、それから債務があればそれを清算し、次に遺贈を行います。この遺贈というのは、残された財産の三分の一を限度に相続人以外に対して行えるものです。それらが全て終了したあと相続が開始されます。

相続人への配分については、最初に配偶者、そして父、母の分を算出するのですけれども、これは、亡くなった人

に子どもあるいは孫がいるかどうかによって割合が異なります。コーランはこのように言っています。「妻が遺したものは、彼女らに子がいない場合、半分をあなたがたが受ける」「あなたがた」というのは男性のことです。「もし子がある場合は、彼女らの遺言と債務を果たした後、あなたは彼女の残したものの四分の一を受け取る。またあなたがた男性が遺すものは、あなたがたに子がいない場合は、妻はあなたの遺産の四分の一を受け取る。もしあなたがたに子がいる場合は、遺言と債務を果たした後、彼女たちはあなたがた残したものの八分の一を受け取る」。

つまり、妻を亡くした夫は、子や孫がなければ二分の一、子がいれば四分の一で相続。夫を亡くした妻の場合は、子や孫がいなければ四分の一、いれば八分の一ということになります。夫は妻と比べて、ちょうど二倍の割り当てが想定されていることが分かるかと思えます。

配偶者への割り当てが終わったあと、次が父母への割り当て、そして子への割り当てという順番になります。コーランには、「男児には、女兒の二人分と同額。もし女兒のみ二人より多いときは遺産の三分の二」「もし女兒一人の時は二分の一を受け取る。またその両親は、彼に子がある場合、それぞれ遺産の六分の一」「もし子がなく、両親がその相続者である場合は、母親はその三分の一を受け取る」。

このあとまた、もし彼にきょうだいがある場合は母親は六分の一というふうになっているのですけれども、ここを見ていくと、母親については書いてあるのですが、父についての指示がコーランにはありません。ところが、その後で確定されたイスラーム法では、母が三分の一のときに父が三分の二を配分されるというふうになっていて、つまり父対母が二…一になるように分けることになっています。

そして、配偶者と父母への割り当て計算が済んだあとに、娘や息子など、卑属への相続分を計算するのですけれども、コーランに、「男児には、女兒の二人分」とあるとおり、男女両方の子どもがいた場合には、やはり男児対女兒が二…一になるように配分するということになっています。

イスラーム法の相続規定は、このように、コーランの指示にかなり忠実に従うかたちで男女間に不平等があるのですけれども、ただ、繰り返しになりますが、イスラーム以前には女性には相続権がなかったので、半分であっても権利が生じたこと自体が進歩であったと言われることもあります。また、イスラームの登場以降、女性は扶養してもらいう権利というのが生涯を通じて明確にされました。子どものあるころには父親に扶養してもらい、結婚すると今度は夫に必ず扶養してもらえるので、それほど多くの相続は必要なかったと説明されることもあります。

しかも、前近代のイスラーム圏での相続の実践はどうだったのかということを考えてみると、イスラーム法の相続規定だけが実践されていたのではないという可能性もあります。確かにイスラーム法には細かい相続規定はあるわけですが、よく指摘されるのは、ワクフ設定といって、自身の持つ不動産などの所有権を停止する、そういう寄進の制度があるのですけれども、そうするとその財産は相続の対象とはならなくなる。そうした物件の受益者を、子どもなど親族に設定することで、実際にはそこから得られる利益はずっと得続けることができるという、そういう方法での財産の移転方法があるので。このワクフ設定ならば、法定の相続分がどうであれ、財産を譲りたい相手に対して好きなだけ継承させることができます。実際にそのような目的であるワクフの例というのは数多く研究されています。また、生前の贈与というのも可能であったり、遺贈についても、相続人の同意があればという条件の中ではあるのですけれども、可能です。したがって、必ずしも相続規定に基づくものだけが財産移転の実態ではなかったということとは重要な点だと思います。

さらには、大枠ではイスラーム法の相続規定に従いながらも、その土地の慣習に基づく相続が行われていたという報告もあります。たとえば、子どもへの相続のときに、土

地であれば男子にだけ分割し、女子には金のアクセサリーだとか衣服を与えるといったような慣習です。イスラーム法では、子どもの男女間の差は先ほど申し上げたようにあるのですけれども、年齢による差などはありませんで、均分相続です。でも、そうになると、兄弟が多ければ土地がどんどん細分化されていくということが起きてしまいますので、実際には土地を平等に分けることはなかっただろうということも容易に想像が付きまします。それぞれの状況によって、柔軟な運用がなされていたというふうに考えられるのです。

2 現代チュニジア家族法の相続規定（一九五六年制定）

では、現代のチュニジアの状況はどうなっているのか、ということをごここからお話ししていきます。チュニジアと聞いて皆さんはどんなイメージを思い浮かべるでしょうか。北アフリカの真ん中辺りにある小さな国で、古い時代にはカルタゴが栄えた場所というイメージをお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんし、二〇一一年の「アラブの春」の先駆けとなった国ということで初めて認識を深めた方もおられるかもしれません。

チュニジアは、国土の広さが日本のおよそ五分の二程度

で、人口一二〇〇万人に満たない小さな国です。人口のほとんどがイスラーム教徒です。西暦七世紀にはイスラーム教徒の都市が築かれた歴史の古い場所で、モスクなどの宗教施設ももちろん沢山あります。南にはサハラ砂漠が広がっていて、国内にはローマ時代の遺跡が数多く残されているということでも知られていて、有名な観光地も多くあります。一九世紀末からフランスの保護領でしたので、独立する一九五六年までは多くのフランス人、また、近隣のイタリヤ人なども居住していて、ヨーロッパの影響を大きく受けた場所です。地中海沿岸にはヨットハーバーだとか海水浴場なども並んでいます。夏になるとヨーロッパからのバカンス客でにぎわうような観光地でもあります。近年は、「アラブの春」後の国の混乱で観光客が激減していますし、さらにこのコロナ禍で打撃を受けていますけれども、チュニジアという国がイスラーム教徒の国というだけではない豊かな歴史的背景と、複雑なアイデンティティーを持っているであろうということをイメージしてもらえればと思います。

ちなみに、私の専門は古い時代のイスラーム法で、これまでお話ししてきたようなことが書かれている古い法学書を資料として研究を続けているのですけれども、先ほど冒頭でご紹介いただきましたように、最近では現代のチュニジ

アの家族法とか、特に子どもへの権利に関する調査などもしています。チュニジアは、国連子ども権利条約の締結後、いち早く国内法にそれを反映させて子ども保護法というものを制定したということでも知られている国でもあります。

さて、ここからがチュニジアの家族法の話になります。フランスからの独立の直後に、「身分関係法」と日本語には訳すのですが、アラビア語で、*Majalat al-ahwal al-shakhsiya* という家族法が制定されました。一九五六年のことです。それまでは、結婚や離婚、あるいは相続などに関する家族法の分野というのは、フランスの保護領下であってもイスラーム法にもとづいて裁定されていました。当時はまだユダヤ教徒が少し居住していたのですけれども、ユダヤ教徒であればユダヤ教の法廷、もちろんムスリムにはムスリムの法廷といったように、それぞれの宗教ごとの法廷が存在していました。他のムスリム諸国においては、現代でもムスリムにはイスラーム法に準拠した家族法、それ以外の国民には異なる家族法というふうに複数の家族法が存在する国もありますけれども、チュニジアの場合は、この一九五六年の家族法制定に合わせて、それまであった法廷を全て廃止して、身分関係法が全ての国民に適用されるということになりました。ただし、その条文の随所にはイスラーム法の影響が見られます。

チュニジアは、イスラーム法学派のうちのマールイク派とハナフィー派という法学派が長いこと影響力を持つていましたが、それらに沿った立法がなされました。しかし、一方で、一夫多妻などの女性の権利を侵害すると批判のあった条項については、従来のイスラーム法解釈とは異なる規定で、これを禁止しました。これがアラブ・イスラーム圏ではかなり珍しい、初めてのことでしたので、女性の権利拡大が進んだ国であるというイメージがチュニジアにはあります。

では、そのチュニジアの身分関係法のなかで、相続規定はどんなふうになっているのかということですが、そのほとんどがイスラーム法を踏襲していて、男女間に不平等がはつきりとある項目もあります。一夫多妻を禁じたような改革というのはなされずに、そのままの配分の差が現在でも保たれているということです。

ごく一部には、イスラーム法の規定から離れた条項もあって、例えばその一つが一九一条。これは厳密に言えば相続ではなくて義務的遺贈についてのもですが、父母が既に亡くなっている人の祖父母が亡くなったときに、自分は孫に当たるわけですが、その祖父母に、ほかの子どもがいると孫の相続権というのはなくなってしまうので相続できないという規定がイスラーム法にはあります。これに対し

て、もし父母が生きていれば受け取ったはずの額の遺贈を受けるという改革を伴う立法がなされました。ただし、相続額全体の三分の一を超えてはならないというふうに決まっています。身分関係法に定められたこの義務的遺贈は、古典的なイスラーム法の相続規定からは逸脱するものです。ただ、これはチュニジアが初ではなくて、一九四六年、エジプトの遺言法で制定されて以降、ほかのアラブ諸国でもこれにならった立法がなされるようになった、そういう例ですけれども、チュニジアでは一九五七年にこの条項が定められました。

もう一つのイスラーム法からの変更。こちらは女性の権利拡大をより目指したものになります。一四三条の追加というところで、割り当て相続のあとの残余に関わるものですが、これは、アサバ、このアサバというのは男性父系血族のことで、父や息子や兄やおじがこれに当たるのですけれども、アサバへの相続というのが、先ほどはお話ししませんでした。割り当て相続のあとに残余があれば行われるのです。その部分が大きいので、イスラーム法では、相続というのは男性の父系血族に多くの割合が行くということになっていました。しかしそれをせずに、娘に加算するという、そういう改革が、身分関係法ではなされました。これは、もちろん娘の相続を保護するという目的で追

加されたものです。イスラーム法では、例えば死亡した人の娘と兄が残された場合、娘への割り当てのあと、兄が相続することになっていたのですけれども、この一九五九年の改正では、相続は娘が全て取得するように配慮されるようになったと、そういうことです。

では、チュニジアの相続規定のどの部分が男女不平等の問題として残っているかということですが、例えば一〇三条、娘の相続について、娘一人だけなら二分の一、複数なら三分の二を等分。彼女に兄弟がいれば、彼女の相続分は男の二分の一であるというふうにはつきりと不平等があります。そのほかにも、同じ親等であれば男対女が二…一となる箇所は幾つもありますし、両親の場合、父の取得分が母よりも多くなるケースが多いです。

配偶者間の不均衡については一〇一条と一〇二条で、一〇一条のほうは、夫の相続は、子どもがいなければ二分の一、いれば四分の一に対して、妻の相続、一〇二条では、子がいなければ四分の一、いれば八分の一となっていて、これはちょうど二…二、古典イスラーム法と全く同じです。ここでちよつと気になる記述があります。チュニジアでは既に一夫多妻を禁止しているので複数妻というのはありませんが、この法律制定時には複数妻というのがいたので、彼女たちの相続分は確保されたと

いうことかなと思います。

いずれにしても、相続規定には、こうした男女の不平等があるのですが、これについて女性たちはどう思っていたのかということ、チュニジアの国家とフェミニズム運動の関係を見ておきたいと思います。チュニジアでは、建国後すぐに、身分関係法が定められました。議会で議論をするとかそういうプロセスは全くなしに、一方的に上から決められた法律です。そこで女性の権利拡大を意識したイスラーム法からの変更というのがなされていたわけですが、これも、これはあくまでも国家主導の女性の地位向上であつて、上からのフェミニズムとか、国家フェミニズムなどというふうには形容されません。

ただ、独立後すぐにチュニジア女性連盟（UNFT）という女性団体が設立はされて、女性の権利擁護のための形だけは整いました。しかし、政府に何か意見を述べるようなことはできないし、むしろ政府の立場を支えるような役割を期待されるような、そんな団体であつて、フェミニズムと言われるようなものは全て上からのものだったということになります。

一方で、イスラームという宗教を支える人々も、やはり国家の管理下に置かれるようになっていました。イスラーム知識人のことをアラビア語でウラマーと言いますが、独

立後、政府に反対するようなウラマーは全て排除されて、味方になるようなウラマーが役職に就けられる。基本的にウラマーは公務員となつて、あるいはイスラーム教育を行う学院というのは国立大学に組み込まれたりしました。国家管理の下でのイスラームの宗教的な制度が保たれていったということです。

その後、反政府運動の担い手としてのイスラーム主義運動というのが活性化した時期もあつたのですけれども、彼らは厳しく弾圧されて、活動はできないようになっていました。つまり、フェミニズム運動にせよ、イスラームの担い手であるにせよ、あらゆることが国家主導でなされていきました。こうした状況は、二〇一一年のいわゆる「アラブの春」の先駆けとなつた政変、「ジャスミン革命」などと呼ばれることもありましたが、革命によって長期にわたる権威主義体制が崩壊するまで続きました。

3 二〇一一年政変後の相続法改正をめぐる多様な立場

ここから今日の本題である相続法改正をめぐる多様な立場についてお話ししていきます。先ほども述べましたように、イスラーム法の相続規定というのは、男性と女性の間で二倍の取り分の差があるというような不平等なもので

す。現在でも、チュニジアだけではなく多くのムスリム諸国でイスラーム法をほぼそのまま踏襲した相続規定が国の制定法として生きています。それぞれの家族法は異なりますけれども、相続規定に関しては大体似たような規定があるということです。チュニジアも、多少の例外はありますが、本格的な改革はいまだに行われていないという状況です。

これに対して、今日は大きく三つの立場があるというお話をしたのですけれども、一つ目は「世俗主義」的な立場から相続法の改正を求める人々。二つ目がこれに反対する、つまりイスラーム法由来の相続法の継続を求める人々。そして、三つ目が、イスラーム法に基づきながら、これを再解釈することで相続法の改正を制度化して、それを求める、そういう人々です。

では、まず宗教的な規範から離れて相続規定を改正すべきであると考ええる「世俗主義」的なフェミニズムの立場からの運動です。これは分かりやすいと思いますが、チュニジアでは女性の社会進出はかなり進んでいます、仕事を持って稼ぎを得ている女性もたくさんいます。一方で、失業問題が深刻でして、仕事のない男性というのも多いことから、夫婦間で妻のほうが稼いでいるというケースも生ま

れてきています。そのような状況の中で、男女間で不平等な相続法というのは改正すべきであるという考え方は当然出てきます。イスラーム法であるかどうかよりも、実質的な配分が問題となるということです。実は一〇年以上前にも相続法改正を求める運動というのは起こっていて、二つの女性団体、「開発調査のためのチュニジア女性協会」、それから「チュニジア民主女性協会」という二つの団体が主導して、『男女の相続平等を主張する一五の論拠』と題されたパンフレットが配布されたそうです。ただし、さきほども言ったように、こうした女性団体は国家の監視の下で活動していきまして、それほど自立性のある団体ではなかったということもあったのか、この運動が法改正に結びつくことはありませんでした。

チュニジアでは、一九八七年にクーデターが起こって二人目の大統領が就任していったのですけれども、最初の大統領に負けず劣らず独裁主義的な体制を敷いて、これに反発した最も大きな勢力がイスラーム主義的な思想を持つグループだったという、そういう背景があって、これへのカウンターバランスとして設立されたものの一部がこれらの女性運動団体であったというふうに言われています。したがって、実際に社会を変革していけるほどの力は持っていなかったということになるかと思えます。

その後、二〇一一年の政変でそうした独裁体制が崩壊すると、国民が自由な発言を行って、自由に運動を展開できるようにになりました。フェミニズム運動にも活気が出てきて、二〇一六年相続法改正を求める運動が再燃しました。二〇〇六年のときのパンフレットを再配布し、街頭でデモ活動を行うなどの動きも見られるようになっていきます。

彼らの主張の一部をここに上げてあります。相続の男女不平等は歴史的背景によるもので、現代ではもう不適切である。家族は変化していて、そうした現実と法規定との間には齟齬（そご）が生じている。それだけでなく、経済面においても女性は貢献するようになっていく。何よりも全国民は平等であるとする憲法と矛盾しているので相続法は改正すべきであるという、そういう主張がなされていたということですよ。

これに対して、二番目の、コーランの教えを守る立場から相続法改正を求める運動に反対する人々というのやはり発言力を増していきました。先ほど独裁体制のころの反政府勢力というのがイスラーム主義的な思想を持つ人々であったというふうに申し上げました。彼らの多くは一九九〇年代以降、弾圧されて、投獄されたり国外へ亡命したりしていたのですが、二〇一一年の政変のあと、国内での活動が再開されました。政変後、初めての選挙におい

ては多くの支持を集めてイスラーム主義政党が第一党となるほどの大躍進を遂げたというところもありました。

そうしたイスラーム主義を支持する人々が、相続法の改正運動が盛んになるなかで、これへの反対運動を活発に展開していきましました。この問題は、国内だけではなく、国外でも話題となりました。イスラームに由来する相続法を変えるなどというのはけしからんという反発です。エジプトにアズハル機構という、スンナ派最大のイスラームの権威ある機関がありますけれども、このアズハル機構からも、コーランに由来する相続法を改正すべきではないという旨の声明が出されました。

イスラーム主義を支持する人々の中には女性も含まれています。そうした女性たちからも、相続法の改正には反対であるという意見が出されています。チュニジアのイスラーム主義政党ナフダ党には女性の幹部もいますし、国民議会の副議長を務めていた女性などもあります。そのような女性たちも、相続法の改正には反対の立場を取りました。

このような、世俗主義的な女性の権利拡大を求める運動と、イスラーム主義的な運動というのは、単に相続法の問題をめぐる対立だっただけではなくて、政治的な勢力の分断と対立というチュニジア全体を二分していくような大きな流れの中にもありました。

二〇一一年の政変後に活動再開を果たしたのが、イスラーム主義政党のナフダ党でしたが、その後、すぐに実は揺り戻しが起きて、旧体制派を含む世俗主義的な政党が再び影響力を増していくという現象が起きました。そして、二〇一四年の選挙では、今度は「チュニジアの呼びかけ」という名前の世俗主義的な政党が勝利をして、大統領には、やはり旧体制で政権側にいた人物ですけれども、カーイド・スイブスイという人物が就任することになりました。彼は相続法改正を後押ししていました。ただ、二〇一九年に亡くなってしまうと、法改正も今は宙に浮いたままになっているというのが現状なのですが、いずれにしても、こうした対立の構造に相続法改正問題が拍車をかけたとは言えると思います。そして、それだけでなく、これがお互いの陣営に利用されるようになっていっているのではないかと思われるます。

そのようななかで、それらのどちらでもない三つ目の立場があります。改正を求めてはいるけれども、あくまでもイスラーム法の解釈の枠内で説明していこうとする人々について、最後に述べたいと思います。イスラーム教徒である以上、コーランには従うべきであるけれども、これを解釈して形成されたイスラーム法、これは変化し得るのであって、現代の社会状況や女性たちの立場に応じた新しい対

応をすべきである、こういう立場です。

チュニジア人の女性思想家にウルファ・ユースフさんという人がいまして、彼女の書いた『ムスリム女性の当惑…相続、婚姻、同性愛』という本があります。この本は、コーランの異なる読み方を示すことで、それまでイスラーム法の揺るぎない決まりであると信じられていたことについて新しい解釈が可能であるという問題提起をしたものです。

「男には女の二倍の権利があるのか」という問題について、彼女は次のような議論を展開しました。コーランには、「男児には、女児の二人分と同額」というフレーズがありますが、ユースフはそのあとの、「女児が二人より多いとき」という箇所に着目します。女児が二人より多いというのは三人以上のことなので、女児が二人のときには神は沈黙しているのではないか。一人のときと三人のときは言っているけれども、二人のときについては何も言っていない。そういうふう言うのですね。実は、古典イスラーム法学でも、この部分については女児二人以上とするのか三人以上とするのか見解が分かれていたのですけれども、ユースフは、神は、一人と三人以上の場合には指示を与えながら、あえて女児が二人の場合については沈黙をした。だから、解釈の余地が残されているのだというふうに主張をしてい

きます。それどころか、コーランは、最初の部分ですが、男児のところでは配分をしていない。女児の二人分というふうに言っているだけで、実は男児についても沈黙している。ちよつとこれは苦しい説明のようにも感じるのでありますが、そのように主張するのです。

いずれにしても彼女は、コーランが沈黙している、あるいは一見矛盾しているように見えることについてあえて神が結論を示さなかったのは、人間がそのときどきの社会状況に応じた柔軟な判断をする余地を残しているんだ、そういう主張をしています。

この本は、政変前に書かれたものですけれども、現在彼女はもっと積極的な主張もして、相続法改正を求める立場にいます。しかし、決してイスラームという規範をないがしろにするのではなくて、イスラームのテキストを論拠として解決を探っていくという方法が取られているということが言えます。

ユースフは、この問題を論じた最後の箇所でこのように述べています。「古い時代の解釈者たちは、女性の取分が男性に比べて少ないことを、男性の優位性として説明した。これに対して近代の解釈者たちは、不平等について合理的な説明をするようになっていた。テキストの欠陥が法学者たちの合意によって補われたのだという。男性が女性の二

倍の取分であることは、男性が女性を扶養する義務を負っているのだから、女性に相続が制限されてしかるべきである」といふふうに書いてあります。この近代というのは、一〇〇年ほど前の改革思想を持つ学者たちの議論なのですけれども、イスラームは元来女性の権利を尊重している。しかし、それが必ずしも平等である必要はない。そういう主張を一〇〇年ほど前の近代的な改革思想を持つ学者たちは言ったわけです。

でも、ユースフは続けます。「しかしながら、こんにちの新しいムスリム社会の状況においては、女性たちも家族を扶養していることもあるし、彼女のみが唯一の扶養者であることすらある。チュニジアの家族法では、女性に財産があれば家族を扶養する義務があるのに、依然として相続に関しては平等ではない。したがってこれを改正すべきである」といふふうに彼女は主張するわけです。つまり、相続が扶養義務と連動しているのであれば、相続の割合も平等であっていいはずだということです。彼女はあくまでもイスラームの見解に沿うかたちでこうした改革を探っていくという姿勢を示したということになります。

今日は、現代のチュニジアの相続法改正をめぐるフェミニズムの立場、そして、これに反対するイスラーム的な立

場という対立構造を再検討する、そうした観点から報告を行ってきました。こういった単純な二分化というのは、実は報道でも、あるいは研究者の分析においてもなされることがあります。実際にチュニジアでは、新しい政治勢力であったイスラーム主義政党と、これをけん制しようとするリベラル派の政党、ここには旧保守派の人々も含まれるわけですが、そうした大きな二つの政治勢力の対立の中に男女平等、あるいは女性の権利という問題を持ち出すことで、国民の分断をより一層強調することになっていきます。

数年前、チュニジアの人々にこの問題について話を聞いてみると、相続の実践そのものにおいて法律が問題であるというよりは、相続法改正問題についてどちらの立場を取るのかということが自分の立ち位置を決めているといったような、つまり政治的な傾向を表すための指標にすぎない、そんな印象も受けました。かつて女性の権利尊重というフイクションが強い国家のシンボルであったのが、革命後の社会の多様化の中で、今度は分断を象徴するものになってしまっているということです。

しかし、今日の報告でも見ていきましたように、決して二項対立的に捉えられるものとは限りません。さまざまな立場でそれぞれが解決の道を模索しています。二〇一七年

に、両陣営の対話の下につくられたという「個人の自由と平等委員会」というところが作った報告書が公開されました、これにもとづいた法改正が成立する一歩手前まで行っただけですけれども、これは、これを主導した大統領が任期を待たずに死去してしまったこともあって議論も下火になってしまいました。しかし、こうしたプロセスというのは重要であると思われまじし、おそらく多様な意見というのはこれからもなされていくのではないかと思います。

チュニジアは、「アラブの春」後の中東各国の大混乱の中で唯一の成功例として評価されることもあります。実際には国内の問題は山積みで、経済の停滞や、特に失業率の増加など、厳しい状態が続いています、そこへ新型コロナの問題もありますので、今後どのようなようになっていくのか、予測が難しいということはありますけれども、ただし、少なくとも多様な意見が交わされるようになった、議論ができるようになったというのは確かなことで、人権に関する問題と、イスラームという宗教との関連についても、これをいかに整合性を持たせて解決していけるのかというものが模索されているという現代の状況をお伝えして今日の報告を終えたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

質疑応答

上田…はい、小野先生、どうもありがとうございます。それでは、今の小野先生の今日のお話についての質問をチャットのほうに上げていただければというふうに思います。いかがでしょうか。全体に関することについてはちほどの総合討論で取り上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

松原…小野先生、のちほど全体討議をするときのためにひとつ教えてください。チュニジアでの事例で考えると、フェミニズムとイスラームという二項対立ではないことがよく分かりました。これはチュニジアに固有な事例ではなくて、イスラーム世界全体を見ていくときにも参考になる事例ということで良いでしょうか。

小野…はい、ありがとうございます。この相続法改正という問題については、まだほかの国では積極的な議論は行われていないようですけれども、フェミニズム対イスラームを二項対立的に捉えるべきでないという、今日お話しした三番目の在り方、こうした流れというのは、ほかのムスリム諸国でも広く展開されるようになっていきますので、その具体的な例としてはチュニジアの相続法改正の例はとても分かりやすいものだと思います。ありがとうございます。

松原…ありがとうございます。

上田…私からの質問となりますが、イスラームにおけるこの直近のイスラーム法の専門家というのはどのようなかたちで育成されているのかということについて、どういうところで学んでいるのかというようなことについて、もしご存じのことがありましたら教えていただきたいと思えます。

小野…はい、ありがとうございます。基本的には、チュニジアに関して言えば、教育機関において男女の差というのはありませんので、女性でもその気になれば学ぶことは可能ですが、ただ、実際には少ないと思えます。ただし、チュニジアでは、イスラーム法の専門家自体が、先ほど言ったように、ずっと、建国以降押さえ込まれてきたという事情がありますので、実は男女ともにイスラーム法を専門的に学んでいる人というのは少ないと思います。身分関係法も、遡ればイスラーム法に由来する規定はありますが、現在の法律の専門家にはイスラーム法の知識は必要ないようです。他のイスラーム諸国、例えばインドネシアなどでは、ここ数十年、女性のイスラーム法の専門家の育成というのはかなり熱心に行われているという話を聞きますし、そういった場合には、女性と男性が分かれて、女性だけの学校というのものもあるようです。

史苑（第八二巻第二号）

それに比べると、チュニジアではそうしたイスラーム法教育はあまり積極的に行われていないように思います。

上田…どうもありがとうございます。

小野…はい。ありがとうございます。

上田…ほかにいかがですか。

浦野…もう、松原先生がおっしゃったとおり、非常に明快なお話でも分かりやすかったのですけれども、こういう法の問題、法改正ということを話題にするときに、どこでも、司法の場における問題の取り扱われ方、すなわち、判例などが関係するんじゃないかと思うのですけれども、実際このチュニジアの司法の場ではこの問題についてはどういうふうに扱われているのでしょうか。

小野…はい、ありがとうございます。司法の場で具体的にどんなふうに扱われているかまでは、私は調査が進んでいないのですけれども、今の法律の下では、女性が男性の割合の二分の一という、そのとおりに司法の場では扱われているということではないかと思えます。

浦野…ということは、係争事件は起きないということになりますでしょうか？

小野…起きたとしても、女性が自分の取り分以上の権利を勝ち取ることとはできないということに結論としてはなるんだと思えます。

浦野…問題が起きるかどうかということについてはいかがでしょうか？つまり、現実の自分たちの問題として、司法の場ではなくても、民間での仲裁の場などでは？

小野…はい、訴えが起こされるということはあるのかもしれませんが。だけれども、法律にかつちりと数字が示されているので勝ち目はないのだと思います。ただ、実際には、チュニジアの人々に聞いた話では、相続の前に分けてしまうこともあるということでした。あるいは、相続できるほどの、富裕層ではいろいろあるけれども、実は一般の人にはそこまで関係がないといったような声も聞かれました。

浦野…余談ですけれども、ローマ法とイスラーム法は、取り分が逆なんです。取り分というか、遺贈の割合ですけれども。ローマ法だと四分の三まで遺贈していいんです。それで、イスラーム法は四分の一までですよ。

小野…三分の一です。

浦野…はい。

浦野…それで、ローマ法で四分の三まで遺贈していいという（遺贈の）仕組みは何に使われるかというと、そもそもローマ法の家父長制的な家族制度の下では女性に相続の権利はほとんどないのに、その遺贈という仕組みを使

って娘に相続させるというやり方を取るのです。多分ムハンマドのころは、ローマ法はアラビア半島でも知られていたと思うんですけども、それをこういうふうにしたというのは歴史経緯的にちよつと面白いなというふうには私は思いました。余談です。

小野…イスラーム法では、半分ではあるけれど、女性にも相続権がありますし、基本的には遺贈は相続人に対しては行うことができないので、ローマ法とは少し違ってきている点もありますが、ローマ法がイスラーム法に与えた影響というのはもちろんあると思います。そのあたりの事情については、もう少し調べてみます。ありがとうございます。

上田…はい。それでは、どうもありがとうございました。

（東京大学大学院人文社会学系研究科助教）